

関西女子短期大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は関西女子短期大学同窓会（愛称「勾玉さくら会」）と称する。

(拠点)

第2条 本会の拠点は関西女子短期大学内に置く。

第3条 本会は第6条の会員をもって組織する。本会を運営するために総会、役員会、幹事会、学科会を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は会員相互の親睦と友情を深め、母校との連絡を保ち、母校の育成発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は第4条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 会員相互の連絡、会員名簿、会報の発行
- 2) 研究会、講演会及び会合の開催および開催通知
- 3) 関西女子短期大学発展のための支援
- 4) その他本会の目的達成上必要となる事業

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員 ①関西女子短期大学卒業生、同専攻科修了生
②関西女子短期大学附属歯科技工士学院、関西女子医療技術専門学校及び関西医療技術専門学校卒業生（理学療法学科・作業療法学科卒業生除く）
- 2) 特別会員 ①関西女子短期大学の専任教職員及び元専任教職員
②関西女子短期大学附属歯科技工士学院、関西女子医療技術専門学校及び関西医療技術専門学校の元専任教職員

(議決権)

第7条 会員は総会（幹事会含む）を組織し、総会の決議に加わることができる。ただし、特別会員は議決権を有しない。

(会費)

第8条 本会の会費は次の通りとする。

- 1) 正会員の会費は入会金と終身会費とし、本会が関西女子短期大学に委託して徴収する。徴収時期は、卒業または修了年次秋学期学納金納入時とする。

- | | |
|--------|----------|
| ① 入会金 | 5,000 円 |
| ② 終身会費 | 10,000 円 |

- 2) 既に会費を納入した者が専攻科に入学した場合、重ねて会費を納入する必要はない。
- 3) 既納の入会金及び会費等はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員及び幹事

(役員及び幹事)

第9条 本会に次の役員及び幹事を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 書記 | 2名 |
| 会計 | 2名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 総務(広報・渉外) | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |
| 2) 常任幹事(学園在職の卒業生) | 若干名 |
| 各期幹事 各期各コース | 若干名 |

(任務)

第10条 役員及び幹事の任務は次の通りとする。

- 1) 会長は会務を統括すると共に諸会を召集する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3) 書記は庶務を処理する。
- 4) 会計は出納に関する一切の事務を掌る。
- 5) 会計監査は会計事務の監査を行う。
- 6) 顧問は会長及び役員会の諮問に応ずる。
- 7) 常任幹事は役員を補佐し、会の運営に参画する。
- 8) 各期幹事は同期生の名簿を整理し会員相互の連絡に努めその親睦向上を図る。

(選出方法)

第11条 役員及び幹事の選出方法は次の通りとする。

- 1) 役員は幹事会において会員の中より推薦し、総会の承認を得る。
- 2) 顧問は役員退任者の中から会長が推薦する。
- 3) 幹事は各期正会員の互選とする。

(任期)

第12条 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び幹事会、役員会とする。

- 2 総会及び幹事会、役員会の議長は、会長が務める。

(総会)

第14条 総会は本会の最高決議機関であり、正会員をもって構成する。特別会員は総会に出席し意見を述べることができる。

2 総会は3年に1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会が開催されない年度を含め、幹事会が総会に代わり第15条第2項について審議決定事項を代行する。

3 次に掲げる事項は総会の審議決定を経なければならない。

- 1) 役員選任
- 2) 会則の改廃
- 3) その他本会の運営に関わる重要事項

4 総会では、幹事会で承認された事項について報告を受けるが、総会が開催されない年度については会報誌または同窓会ホームページに掲載し報告するものとする。

- 1) 事業報告、決算報告
- 2) 事業計画、予算
- 3) その他、幹事会での承認事項

5 総会の議事は出席者（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(幹事会)

第15条 幹事会は役員、各期幹事で構成し、総会が開催される年度も含め、年1回開催する。また、必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。

2 幹事会では、次の事項について審議決定する。

- 1) 事業計画、事業報告
- 2) 収支予算、決算報告
- 3) その他本会の運営に関わる必要事項

3 幹事会の議事は出席者（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(役員会)

第16条 役員会は第9条第1項に掲げる役員をもって構成し、次に掲げる事項について企画立案、またはこれをもって審議、執行する。

- 1) 本会の運営、活動、事業の執行
- 2) 事業報告、事業計画の作成
- 3) 決算書、収支予算案の作成
- 4) 総会・幹事会議案
- 5) その他、役員会において必要と認める事項

2 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する

(学科会)

第17条 本会則第3条に規定する学科会として、各学科・コースごとに組織を作り、活動することができる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は別に定める会員の入会金、会費および寄付金、その他臨時収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会則の改廃)

第20条 この会則の改廃は、役員会の議を経て総会または幹事会で決定する。

2 本会則施行に必要な細則は、役員会の議を経て別にこれを定める。

附 則

この会則は昭和42年4月1日より施行する。

昭和55年4月1日 改正

平成6年4月1日 一部改正

平成10年4月12日 一部改正

平成16年6月13日 一部改正

平成20年6月21日 一部改正

平成26年11月9日 一部改正、平成25年4月1日に遡及して適用する。

平成27年7月5日 改正

令和7年10月26日 一部改正